国会事項

衆　議　院

特別委員長互選

十月二十二日国家安全保障に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

委員長　額賀福志郎

質問書提出

十月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

賭博罪及び富くじ罪に関する質問主意書（階猛提出）

いわゆる「混合診療」に関する質問主意書（中根康浩提出）

待機児童解消に関する質問主意書（中根康浩提出）

参　議　院

質問主意書提出

十月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

日本食を中心とするクール・ジャパンの展開に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二一二号）

人事異動

内　閣

（福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・福岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　髙橋　信慶

願に依り本官並びに兼官を免ずる（十月二十二日）

人　事　院

○国家公務員倫理審査会会長の職務代理の終了

国家公務員倫理審査会会長池田修は、海外出張中のところ、十月十九日帰朝したので、国家公務員倫理審査会会長職務代理国家公務員倫理審査会委員一宮なほみの国家公務員倫理審査会会長職務代理は終了した（十月二十日）

官庁報告

官庁事項

電波監理審議会の審理の開始について

電波法（昭和25年法律第131号）第86条の規定により審理を開始することとなったので、同法第88条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年 10 月 24 日

電波監理審議会

主任審理官　榮　　春彦

1　事案の要旨　総務大臣が行った広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立て（平成25年付議第２号）

2　期日　平成26年１月10日（金）午前10時30分から

3　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）1002会議室

4　主宰する審理官　主任審理官　榮　　春彦

5　審理への参加手続　この審理に関する手続に参加人として参加しようとする利害関係者は、住所（郵便番号並びに電話番号及びＦＡＸ番号を付記してください。）、氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者名）、参加の趣旨（この異議申立ての結果によって生ずる利害及びこれに関連して審理に際し述べようとする具体的な意見）及び参加希望の旨を記載した参加申立書を電波監理審議会主任審理官宛て（郵便番号100―8926 東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省内）に平成25年11月29日（金）（必着）までに提出してください。

なお、参加の許否については、追って通知します。

6　その他　不明な点については、総務省総合通信基盤局総務課（電波監理審議会事務局）（電話03―5253―5829）へお問い合わせください。

法　　務

公証人任免

札幌法務局所属公証人小野博道は願により公証人を免ぜられた。

八幡雄治は公証人に任命され、札幌法務局所属公証人小野博道の後任を命ぜられた。（以上十月五日）

横浜地方法務局所属公証人佐竹靖幸は願により公証人を免ぜられた。

渋佐愼吾は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人佐竹靖幸の後任を命ぜられた。（以上十月十一日）

大阪法務局所属公証人伊東正彦は願により公証人を免ぜられた。

小野洋一は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人伊東正彦の後任を命ぜられた。（以上十月十五日）（法務省）

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、キャセイ航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年11月１日以降、同組合の組合員が従事するキャセイパシフィック航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 10 月 24 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡウイングス乗員組合から、安全運航等の要求に関して、平成25年11月１日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 10 月 24 日

厚生労働大臣　田村　憲久

最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 24 日

沖縄労働局長　谷　　直樹

第４号中「１時間680円」を「１時間686円」に改める。

資　　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成25年度の平成25年８月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成 25 年 10 月 24 日　　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	43,096,000,000	1,302,579,238	966,824,016	2,269,403,255	△40,826,596,744	5.2
租　税	41,994,000,000	1,220,739,499	731,221,474	1,951,960,973	△40,042,039,026	4.6
所得税	13,898,000,000	986,801,220	510,277,905	1,497,079,125	△12,400,920,874	10.7
法人税	8,714,000,000	—	—	—	△ 8,714,000,000	—
相続税	1,495,000,000	88,353,976	15,183,761	103,537,737	△ 1,391,462,262	6.9